

令和 5 年第 1 1 回多賀城市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和 5 年 1 1 月 2 9 日（水）午後 2 時から午後

○開催場所 多賀城市役所 3 階 第二委員会室

○出席委員 農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 4 名

会長

第 8 番 小西 桃悦

会長職務代理者

第 7 番 遠藤 光浩

委員

第 1 番 赤井 利智子

第 2 番 伊藤 清彦

第 3 番 加藤 真崇

第 4 番 菅野 眞一

第 5 番 佐藤 孝市

第 6 番 中村 春美

農地利用最適化推進委員

北部区域 大橋 礼子

西部区域 熊谷 俊彦

中部区域 大場 幸一

東部区域 郷古 正夫

○欠席委員

なし

○事務局出席職員

事務局長 千葉 一紀 局長補佐 石山 和彦 副主幹 佐藤 浩

主 事 遠藤 和 主 事 多胡 樹

○欠席職員

農地係長 紅林 康広

○議事

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名員の指名

4 諸般の報告

5 報告事項

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

6 議案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

7 その他

8 閉会

○総会の概要

事務局

ただ今より令和 5 年第 1 1 回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。

事務局の農地係長は都合により欠席です。会長より挨拶をお願いいたします。

議長

～会長挨拶～

事務局

農業委員会規定第9条の規定により会長が総会の議長となり議事を整理することになっております。今後の議事進行につきまして、会長をお願いいたします。

議長

それでは、議事録署名員の指名を行います。議事録署名員は、多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において第2番委員、第3番委員を指名します。

続いて諸般の報告は事務局職員をもって説明いたします。

事務局

～令和5年10月25日から11月28日までの活動について報告～

議長

続いて、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について事務局から報告をお願いいたします。

事務局

～議案書及び別紙資料にて報告第1号の届出概要と報告第1号番号1番の内容を説明～

議長

番号1番の現地調査をしていただいた東部区域担当推進委員より報告願います。

東部区域担当推進委員

現地確認の報告をいたします。報告第1号資料1位置図をご覧ください。当該地は、草が刈られ適切に管理されている畑でした。住宅化が進み市街化区域であり、農地法第5条届け出は妥当だと思われます。

議長

番号1番の報告に関し、何か質疑はございませんか。

質疑がないようですので、報告第1号番号1番は終了といたします。

続いて、番号2番の報告をお願いいたします。

事務局

～議案書及び別紙資料にて報告第1号番号2番の内容を説明～

議長

番号2番の現地調査をしていただいた東部区域担当推進委員より報告願います。

東部区域担当推進委員

現地確認の報告をいたします。報告第1号資料2位置図をご覧ください。

当該地は、国道45号と産業道路に挟まれた農地です。ビニールハウスは解体され畑の状態でした。市街化区域内の農地で廻りは、住宅地で農地法第5条の届出については、妥当と確認してまいりました。以上です。

議長

番号2番の報告に関し、何か質疑はございませんか。

質疑がないようですので、報告第1号番号2番は終了といたします。

続いて、番号３番の報告をお願いいたします。

事務局

～議案書及び別紙資料にて報告第１号番号３番の内容を説明～

議長

番号３番の現地調査をしていただいた西部区域担当推進委員より報告願います。

西部区域担当推進委員

現地確認の報告をいたします。報告第１号資料３位置図をご覧ください。

当該地は、山王側から新田に向かいセブンイレブンの手前の農地です。現状は、草刈が行われ適切に管理されている土地です。境界杭も打たれており市街化区域内である農地で農地法第５条の届出については、適当と確認してまいりました。以上です。

議長

番号３番の報告に関し、何か質疑はございませんか。

質疑がないようですので、報告第１号番号３番は終了といたします。

続いて議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について事務局から報告をお願いいたします。

事務局

～議案書及び別紙資料にて議案第１号の許可申請について説明～

議長

現地調査をしていただいた会長職務代理者より報告願います。

会長職務代理者

現地については、議案第１号資料１をご覧ください。

新田字北の畑地で申請箇所は南隣の畑は、譲受人が所有し耕作している畑です。申請事由は、譲渡人が高齢による農業の廃業で、譲受人が経営規模拡大です。隣接地であることから、これからも耕作すると思われます。

隣接地でもあり農地法の第３条許可は、妥当と思われます。以上報告します。

議長

何かご質問等がありますか。

～なし～

それでは、農地法第３条 番号１番について許可を決定してよろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは、議案第１号農地法第３条の許可を決定します。

以上をもって本日の報告事項はすべて終了しました。

会長職務代理者

以上で本日の総会を終了させていただきます。慎重なご審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和５年第１１回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後２時５０分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名捺印する。

令和5年11月30日

令和5年第11回多賀城市農業委員会総会

総会議長 小西 桃悦 ⑩

署名員第2番 伊藤 清彦 ⑩

署名員第3番 加藤 真崇 ⑩